

「適正な電力取引についての指針（改定案）」（新旧対照表）

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;"><u>令和●年●月●日</u></p> <p style="text-align: center;">公正取引委員会 経済産業省</p>	<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年1月12日</u></p> <p style="text-align: center;">公正取引委員会 経済産業省</p>
<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一部（略）</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p style="padding-left: 20px;">I～III（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p style="padding-left: 40px;">1（略）</p> <p style="padding-left: 40px;">2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p style="padding-left: 60px;">（1）（略）</p> <p style="padding-left: 60px;">（2）ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p style="padding-left: 80px;">（2）-1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p style="padding-left: 100px;">①～⑦（略）</p> <p style="padding-left: 100px;">⑧ 一般送配電事業者の委託規制</p> <p style="padding-left: 120px;">ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p style="padding-left: 120px;">イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p style="padding-left: 100px;">⑨・⑩（略）</p> <p style="padding-left: 80px;">（2）-2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</p> <p style="padding-left: 100px;">ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p style="padding-left: 100px;">イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p style="padding-left: 80px;">（2）-3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</p> <p style="padding-left: 100px;">①～④（略）</p> <p style="padding-left: 100px;">⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止</p>	<p style="text-align: center;">適正な電力取引についての指針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一部（略）</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p style="padding-left: 20px;">I～III（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p style="padding-left: 40px;">1（略）</p> <p style="padding-left: 40px;">2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p style="padding-left: 60px;">（1）（略）</p> <p style="padding-left: 60px;">（2）ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p style="padding-left: 80px;">（2）-1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p style="padding-left: 100px;">①～⑦（略）</p> <p style="padding-left: 100px;">⑧ 一般送配電事業者の委託規制</p> <p style="padding-left: 120px;">（新設）</p> <p style="padding-left: 120px;">○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p style="padding-left: 100px;">⑨・⑩（略）</p> <p style="padding-left: 80px;">（2）-2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</p> <p style="padding-left: 100px;">（新設）</p> <p style="padding-left: 100px;">○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p style="padding-left: 80px;">（2）-3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</p> <p style="padding-left: 100px;">①～④（略）</p> <p style="padding-left: 100px;">⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止</p>

改 定 後	改 定 前
<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (2) - 4・(2) - 5 (略) (3) (略) V (略)</p> <p>附則 本指針の適用 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p>	<p>(新設) ○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (2) - 4・(2) - 5 (略) (3) (略) V (略)</p> <p>附則 本指針の適用 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p>
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者とその特定関係事業者（電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。）（認可一般送配電事業者（電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。））にあっては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者、特定卸供給事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p> <p>そこで、送配電部門の法的分離による中立性担保に加え、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。</p> <p>また、配電事業者についても、その供給区域における配電事業について実質的な制度的独占が担保された事業者であることから、一般送配電事業者同様に、託送供給料金及びネットワーク運用の両面において公平性が求められる。</p> <p>① (略)</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I～III (略)</p> <p>IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者とその特定関係事業者（電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。）（認可一般送配電事業者（電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。））にあっては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者、特定卸供給事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p> <p>そこで、送配電部門の法的分離による中立性担保に加え、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。</p> <p>また、配電事業者についても、その供給区域における配電事業について実質的な制度的独占が担保された事業者であることから、一般送配電事業者同様に、託送供給料金及びネットワーク運用の両面において公平性が求められる。</p> <p>① (略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島等供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった（さらに、令和2年改正法により、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、特定卸供給事業との兼業も制限されることとなった）。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。また、令和2年改正法により追加された配電事業に関して、配電事業者の託送供給等業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、<u>送配電等業務において他の事業者を差別的に取り扱うことや、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）が、一般送配電事業者が託送供給等業務において知り得た情報をその事業活動に不当に利用することは、他の小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。</u></p> <p>（注）一般送配電事業者と託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含み、以下「電気供給事業者」という。）との間でネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力・ガス取引監視等委員会にあつせん・仲裁を申請することができる（電気事業法第35条、第36条）。その際には、紛争の原因となった事実・判断に関し</p>	<p>② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島等供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった（さらに、令和2年改正法により、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、特定卸供給事業との兼業も制限されることとなった）。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。また、令和2年改正法により追加された配電事業に関して、配電事業者の託送供給等業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、<u>託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者、特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。</u></p> <p>（注）一般送配電事業者と託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含み、以下「電気供給事業者」という。）との間でネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力・ガス取引監視等委員会にあつせん・仲裁を申請することができる（電気事業法第35条、第36条）。その際には、紛争の原因となった事実・判断に関し</p>

改 定 後	改 定 前
<p>て、一般送配電事業者がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、一般送配電事業者は十分に説明を行うこととする。</p>	<p>て、一般送配電事業者がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、一般送配電事業者は十分に説明を行うこととする。</p>
<p>③・④ (略)</p>	<p>③・④ (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p>	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) ネットワーク運営の中立性の確保</p>	<p>(2) ネットワーク運営の中立性の確保</p>
<p>(2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p>	<p>(2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p>
<p>① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制</p>	<p>① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制</p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>
<p>一般送配電事業者が以下の i に該当し、かつ、その特定関係事業者が以下の ii に該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）若しくは従業者を、又は、一般送配電事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 2 2 条の 3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p>	<p>一般送配電事業者が以下の i に該当し、かつ、その特定関係事業者が以下の ii に該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）若しくは従業者を、又は、一般送配電事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 2 2 条の 3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p>
<p>i (略)</p>	<p>i (略)</p>
<p>ii (略)</p>	<p>ii (略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>ここで、「非公開情報」とは、一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいい、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>○ 他の電気供給事業者の電源(契約により調達するものを含む。以下同じ。)及び電源開発の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模 ● 個別電源毎の想定休廃止時期 ● 個別電源の発電機の仕様(電気系、機械系)、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等 ● <u>契約情報(発電者情報、契約電力、受電地点、発電・受電電力量、発電設備情報等)</u> <p>○ 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等(略)</p> <p>○ 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 需要動向(負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等) ● 需要実績(最大電力、年(日)負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等) ● 託送の状況(託送電力量等) ● <u>契約情報(需要家情報、契約電力、契約容量、契約種別、負荷設備情報等)</u> <p>○ 当該一般送配電事業者の送配電設備に関する設備計画等</p>	<p>ここで、「非公開情報」とは、一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいい、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>○ 他の電気供給事業者の電源(契約により調達するものを含む。以下同じ。)及び電源開発の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模 ● 個別電源毎の想定休廃止時期 ● 個別電源の発電機の仕様(電気系、機械系)、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等 (新設) <p>○ 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等(略)</p> <p>○ 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 需要動向(負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等) ● 需要実績(最大電力、年(日)負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等) ● 託送の状況(託送電力量、<u>近接性評価割引対象電力量等</u>) (新設) <p>○ 当該一般送配電事業者の送配電設備に関する設備計画等</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として電気事業法施行規則第33条の6の2各号に掲げるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>i 他の電気供給事業者の電源及び電源開発の状況</p> <p>(a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模</p> <p>(b) 個別電源毎の想定休廃止時期</p>	<p>(略)</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として電気事業法施行規則第33条の6の2各号に掲げるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>i 他の電気供給事業者の電源及び電源開発の状況</p> <p>(a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模</p> <p>(b) 個別電源毎の想定休廃止時期</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等</p> <p>(d) <u>契約情報（発電者情報、契約電力、受電地点、発電・受電電力量、発電設備情報等）</u></p> <p>ii （略）</p> <p>iii 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等</p> <p>(a) 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）</p> <p>(b) 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等）</p> <p>(c) 託送の状況（託送電力量等）</p> <p>(d) <u>契約情報（需要家情報、契約電力、契約容量、契約種別、負荷設備情報等）</u></p>	<p>(c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等</p> <p>（新設）</p> <p>ii （略）</p> <p>iii 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等</p> <p>(a) 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）</p> <p>(b) 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等）</p> <p>(c) 託送の状況（託送電力量、<u>近接性評価割引対象電力量等</u>）</p> <p>（新設）</p>
<p>「当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。なお、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合に情報提供を行うことや、需給ひっ迫時において、一般送配電事業者が特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、託送供給等業務の用に供する目的での提供であり、妨げられるものではない。</p> <p>i ~ v （略）</p>	<p>「当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。なお、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合に情報提供を行うことや、需給ひっ迫時において、一般送配電事業者が特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、託送供給等業務の用に供する目的での提供であり、妨げられるものではない。</p> <p>i ~ v （略）</p>

改 定 後	改 定 前
<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 一般送配電事業者の委託規制</p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>一般送配電事業者が、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）以外の小売電気事業者に対して送配電等業務を委託することは、電気事業法により禁止される業務の委託に該当するものではない。もっとも、一般送配電事業者が、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等以外の小売電気事業者に対して災害対応（下記イ i に定めるところによる。）に係る委託を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、下記（２）—２イ ii に記載する特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に対して災害対応に係る委託を行う場合に求められる措置と同様の措置を講じることが望ましい。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p><u>また、一般送配電事業者は、託送供給等に係る契約の締結や当該供給の実施に際して、発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者から、需要家や需要規模等の需要面並びに発電所及び蓄電所や発電規模及び放電規模等の供給面についての情報を知り得る立場にある。</u></p> <p><u>このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 一般送配電事業者の委託規制</p> <p>(新設)</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>

改定後	改定前
<p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は<u>当該特定関係事業者の子会社等</u>に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託とする場合</p> <p>「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断される所、例えば、以下の場合にはこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下(a)から(d)までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内の一体的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者が<u>その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等</u>（以下このiにおいて「<u>特定関係事業者等</u>」という。）と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。</p> <p>(a) 電気の供給支障に至っていないものの供給設備や発電等用電気工作物の障害により供給支障に至るおそれがあるとき又は台風の上陸前など供給支障が生ずることが予測できるときなどにおいて、災害等緊急時の備えとして、その<u>特定関係事業者等</u>に災害対応準備業務を委託する場合</p> <p>(b) 停電受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣又は物資支援活動など、災害等緊急時の一般送配電事業者による復旧業務をその<u>特定関係事業者等</u>に委託する場合</p> <p>(c)・(d) (略)</p>	<p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は<u>当該特定関係事業者の子会社等</u>（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託とする場合</p> <p>「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断される所、例えば、以下の場合にはこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下(a)から(d)までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内の一体的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者が<u>その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等</u>と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。</p> <p>(a) 電気の供給支障に至っていないものの供給設備や発電等用電気工作物の障害により供給支障に至るおそれがあるとき又は台風の上陸前など供給支障が生ずることが予測できるときなどにおいて、災害等緊急時の備えとして、その<u>特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等</u>に災害対応準備業務を委託する場合</p> <p>(b) 停電受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣又は物資支援活動など、災害等緊急時の一般送配電事業者による復旧業務をその<u>特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等</u>に委託する場合</p> <p>(c)・(d) (略)</p>

改定後	改定前
<p>ii・iii (略)</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(2)ー2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>i <u>一般送配電事業者は、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置（以下「体制整備等」という。）として、下記イ ii 及び iii に記載する要件を満たしたシステムを構築する義務を負うが、それにとどまらず、送配電等業務に係るデータ管理の厳格性を高めるための方策の実施を検討することが望ましい。</u></p> <p><u>送配電等業務に係るデータ管理の厳格性を高めるための方策の例としては、例えば、物理分割（下記イ iii に定めるところによる。）の対象について、非公開情報のうちその特定関係事業者以外の小売電気事業者の小売供給の相手方に関する情報及び電力の売買取引に関する情報を保有するシステム以外のシステムにも範囲を拡大することや、物理分割の方法としてネットワークレベルでの共用状態を解消するといったことが挙げられる。</u></p> <p>ii <u>一般送配電事業者は、体制整備等として、監視部門（下記イ x v に定めるところによる。）を置く義務を負うが、構築したシステムが法令等（下記イ vi に定めるところによる。）を遵守するものであるかどうかについての監視等、その実施に当たり高度な専門的知見を要する監視については、必要に応じて外部専門家を活用することが望ましい。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>ii・iii (略)</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(2)ー2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</p> <p>(新設)</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給等業務の実施状況</p>

改 定 後	改 定 前
<p>一般送配電事業者が、<u>体制整備等</u>として、以下の要件を満たすものを講じていない場合、当該一般送配電事業者に対し、業務改善命令（電気事業法第27条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i (略)</p> <p>ii <u>託送供給等業務を行う部門（以下「託送供給等部門」という。）に、非公開情報の管理の用に供するシステムとして以下の（i）、（ii）、（iii）それぞれに掲げる要件を全て満たすことが確保されたものを構築するものであること。</u></p> <p>(削る) (削る)</p> <p><u>(i) 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。</u></p> <p><u>(ii) 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。</u></p> <p><u>(iii) (ii) において保存された記録について、(i) において特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認することができるものであること。</u></p> <p>ここで、「非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時」とは、例</p>	<p><u>を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置として、以下の要件を満たすものを講じていない場合、</u>当該一般送配電事業者に対し、業務改善命令（電気事業法第27条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i (略)</p> <p>ii <u>託送供給等業務を行う部門（以下「託送供給等部門」という。）に、以下の（i）、（ii）の場合に応じ、非公開情報の管理の用に供するシステムとして（i）、（ii）それぞれに掲げる要件を全て満たすことが確保されたものを構築するものであること。</u></p> <p><u>(i) 当該システムをその特定関係事業者と共用する場合</u></p> <p><u>(a) 託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。</u></p> <p><u>(b) 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。</u></p> <p><u>(c) 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>ここで、「非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時」とは、例</p>

改定後	改定前												
<p>例えば、当該システムにログインした者及びログインした日時のほか、当該システムを通じてファイルを開覧又は出力した場合の、当該ファイルのファイル名又はそれに相当する事項等が該当する。また、給電指令所のシステムなど、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要せずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。</p> <p>なお、<u>一般送配電事業者が上記（２）—１⑧イ i の災害対応準備業務や災害時の復旧業務（以下「災害対応」という。）をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（以下この ii において「特定関係事業者等」という。）に委託する場合にあつては、災害対応に必要な情報を当該特定関係事業者等に参照可能とすることが考えられる。他方で、そうした情報を当該特定関係事業者等に参照可能とするに当たっては、一般送配電事業者は、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いが禁止され、かつ、上記（i）のとおり非公開情報の管理の用に供するシステムにおいては特定された者のみが非公開情報を入手することができるものとする</u>ことをはじめとする体制整備等が求められていることを踏まえて行う必要がある。</p> <p><u>一般に、特定関係事業者等に参照可能とすることが認められる情報であるかは、そうした一般送配電事業者に課せられている規制の趣旨に照らし個別具体的に判断されるべきであるが、災害対応において特定関係事業者等が参照可能とすることが認められる非公開情報としては、以下の「災害対応時における情報利用の類型」に対応した「情報項目」の情報（以下「災害対応情報」という。）が考えられる。そして、災害対応情報を非公開情報の管理の用に供するシステムを用いて特定関係事業者等に参照可能とする場合、特定関係事業者等が当該システムにおいて災害対応情報以外の情報を入手することができないこととする措置（以下「マスキング措置」という。）を講じている場合には問題とならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="280 1281 1106 1441"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="280 1281 757 1324">災害対応時における情報利用の類型</th> <th data-bbox="759 1281 1106 1324">情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 1326 472 1369">現場の特定</td> <td data-bbox="474 1326 757 1369">停電現場の特定</td> <td data-bbox="759 1326 1106 1369">契約名義</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="759 1370 1106 1414">契約住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="759 1415 1106 1441">供給地点特定番号</td> </tr> </tbody> </table>	災害対応時における情報利用の類型		情報項目	現場の特定	停電現場の特定	契約名義			契約住所			供給地点特定番号	<p>例えば、当該システムにログインした者及びログインした日時のほか、当該システムを通じてファイルを開覧又は出力した場合の、当該ファイルのファイル名又はそれに相当する事項等が該当する。また、給電指令所のシステムなど、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要せずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。</p>
災害対応時における情報利用の類型		情報項目											
現場の特定	停電現場の特定	契約名義											
		契約住所											
		供給地点特定番号											

改 定 後			改 定 前		
	<u>必要に応じた需要家への連絡</u>	<u>連絡先（電話番号）</u>			
処理の迅速化	<u>停電原因の判断</u>	<u>契約停止の有無</u>			
	<u>必要資材の判断</u>	<u>契約アンペア（低圧のみ）</u> <u>契約キロワット（低圧のみ）</u>			
<u>優先的対応者の特定</u>	<u>問合せ対応済みか否か等の対応状況の確認</u>	<u>同一災害での対応履歴</u>			
	<u>人工呼吸器、透析措置の有無を特定</u>	<u>顧客留意事項</u>			
<p>※ <u>電柱・開閉器番号、スマートメーターの有無等、非公開情報に該当しない情報であって、災害対応に必要な情報について、当該システムにおいて参照可能とすることは問題とならない。</u></p> <p>また、この場合にはマスキング措置のほか、災害対応発生時においてのみ災害対応情報にアクセスできるようにし、かつ、災害対応終了後の不適切な情報閲覧・利用を防止するために、以下の「項目」欄に対応した「対応内容」の措置を実施する必要がある。</p>					
	<u>項目</u>	<u>対応内容</u>			
	<u>アクセス権付与のタイミング</u>	<u>災害対応発生時かつ特定関係事業者等との連携を要する場合のみ、災害対応情報へのアクセス権を付与する。</u>			
	<u>アクセス権付与に係る対応</u>	<u>特定関係事業者等に対し、災害対応時のみ利用可能な形でアクセス権を付与する。</u> <u>例えば、</u> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ID・パスワードの付与によるアクセス権付与の場合、特定関係事業者等の従業員が平常時に業務で利用している個人ID・パスワードのみでの利用を不可とする。</u> 			

改 定 後		改 定 前
	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>ID・パスワードの付与によるアクセス権付与の場合、一般送配電事業者の従業員が利用している個人ID・パスワードの貸与を不可とする。</u> ● <u>端末の貸与によるアクセス権付与の場合、各社の定める責任者の権限で貸与用端末を保管・管理する。</u> 	
アクセス権解除に係る対応	<u>災害対応終了後、速やかに、特定関係事業者等に対して付与していたアクセス権を解除（ID・パスワードの権限を廃止、又は、端末を回収）する。</u>	
アクセス権解除後のアクセス防止措置	<u>災害対応時に特定関係事業者等に付与するアクセス権は災害対応の都度リセットし（パスワード等は容易に推測されないようランダムに設定し）、貸与用端末は回収後適切に保管・管理する。</u> <u>災害対応において特定関係事業者等の従業員が知り得た情報について、データの消去や紙媒体の処分などの適切な処理を行う。</u>	
<p>(削る)</p> <p>iii <u>託送供給等部門に構築する非公開情報の管理の用に供するシステムが特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。以下このiii及びxviにおいて同じ。）と共用しないものであること。</u></p> <p><u>ここで、「特定関係事業者と共用しない」とは、システムのハードウェアレベルでの分割、又は、それと同視し得る状態による分割（この（2）—2において総称して「物理分割」という。）ができていることをいう。例えば、仮想化技術を用いる場合においては、第三者がハードウェアを管理すること等によって、ハードウェアレベルでの分割と同視し得る状態とすることが必要である。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げるシステムにあつては、託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能</u></p>		<p><u>(ii) 当該システムをその特定関係事業者と共用しない場合上記（i）(c)に定める要件。</u></p> <p>(新設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであることが確保された当該システムを特定関係事業者と共用するものとする</u>ことについては、この限りでない。</p> <p><u>(i) 非公開情報のうちその特定関係事業者以外の小売電気事業者の小売供給の相手方に関する情報及び電力の売買取引に関する情報を保有するシステムでないシステム</u></p> <p><u>(ii) 令和六年四月一日時点において特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了していないシステム（当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間に限る。）</u></p> <p><u>iv ii (ii) において保存された記録について、ii (i) において特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認するものであること。</u></p> <p><u>v 託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。x i において同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。</u></p> <p><u>vi 一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施する管理部門、委員会その他の組織（以下「管理部門等」という。）を置くものであること。</u></p> <p><u>なお、このvi、vii、x iii、x iv、x viii及びx xにおいて、「法令等」とは、電気事業法関連法令のみに限定する趣旨ではなく、一般送配電事業を実施する上で遵守することが予定されているものを含む。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>iii 託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。viiにおいて同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。</p> <p>(新設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>vii <u>管理部門等をして、一般送配電事業者の従業者が託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務を実施するに当たり遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当該従業者が当該業務を実施するに当たり法令等に適合しない行為又は電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施させるものであること。</u></p> <p>viii <u>vにより作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。</u></p> <p>ix・x (略)</p> <p>x i <u>情報管理責任者をして、vにより作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。</u></p> <p>x ii (略)</p> <p>x iii <u>法令等を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。</u></p> <p>x iv (略)</p> <p>x v <u>当該一般送配電事業者の託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>iv <u>iiiにより作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。</u></p> <p>v・vi (略)</p> <p>vii <u>情報管理責任者をして、iiiにより作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。</u></p> <p>viii (略)</p> <p>ix <u>法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。</u> <u>なお、「法令等」とは、電気事業法関連法令のみに限定する趣旨ではなく、一般送配電事業を実施する上で遵守することが予定されているものを含む。</u></p> <p>x (略)</p> <p>x i <u>当該一般送配電事業者の託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。</u></p>

改 定 後	改 定 前
<p>き調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。</p> <p><u>x vi</u> (略)</p> <p><u>x vii</u> 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。</p> <p><u>x viii</u> (略)</p> <p><u>x ix</u> 監視部門をして、<u>x vii</u>及び<u>x viii</u>により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。</p> <p><u>x x</u> <u>託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の不適正な利用若しくは提供がなされたこと、又は、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務において法令等に適合しない行為若しくは電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する業務の運営がなされたことを早期に発見し、必要な調査及び適正な対処を行う体制が整備されているものであること。</u></p> <p>(2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止</p> <p><u>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p>	<p><u>x ii</u> (略)</p> <p><u>x iii</u> 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。</p> <p><u>x iv</u> (略)</p> <p><u>x v</u> 監視部門をして、<u>x iii</u>及び<u>x iv</u>により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止</p> <p>(新設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑤において同じ。）の特定関係事業者が、情報システムの操作誤りや不備によって偶発的に、下記イに掲げる情報を閲覧した場合には、当該閲覧行為をもって電気事業法で禁止される情報の利用行為（電気事業法施行規則第33条の14第1号）に該当するものではないが、特定関係事業者の従業者においてそのような閲覧行為がなされたことを把握した場合には、当該特定関係事業者は、速やかに一般送配電事業者に対してその旨報告することが望ましい。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p><u>一般送配電事業者の特定関係事業者が、非公開情報（当該一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報のうち、電気事業法施行規則第33条の6の2第1号及び第2号に掲げる情報、当該一般送配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報並びに電気事業法第37条の3第1項の規定に基づき提供された情報を除く。）を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用したことが認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）、業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p> <p><u>例えば、以下の「情報利用の態様」欄に掲げる利用行為は、「影響」欄に掲げのような電気供給事業者間の適正な競争関係への影響を及ぼすものとして、上記の利用行為に該当する。</u></p>	<p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>

改 定 後		改 定 前										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報利用の態様</th> <th>影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>需要家からの問合せ対応のために事実関係を確認するための情報閲覧</td> <td rowspan="4">これらの行為は、当該特定関係事業者以外の小売電気事業者は閲覧できない情報をもって、当該特定関係事業者のサービスを向上させ、又は、その従業員・委託先従業員の業務を効率化するものであり、小売電気事業者間の不公平な状況を生じさせる。</td> </tr> <tr> <td>同一需要場所における既存契約の有無を確認するための情報閲覧</td> </tr> <tr> <td>未収金回収業務の円滑化のための情報閲覧</td> </tr> <tr> <td>スイッチング支援システムにおける廃止取次を円滑化するための情報閲覧</td> </tr> <tr> <td>積極的な顧客獲得のための営業行為を実施する過程において、契約切替手続に必要な情報を確認するための情報閲覧</td> <td rowspan="2">これらの行為は、閲覧した当該特定関係事業者以外の小売電気事業者の需要家情報を積極的な顧客獲得のために直接利用し、又は、その準備行為として利用するものであり、小売電気事業者間の公平な顧客獲得競争環境に影響を及ぼす。</td> </tr> <tr> <td>当該特定関係事業者以外の小売電気事業者の顧客の情報を分析するための情報閲覧</td> </tr> </tbody> </table>	情報利用の態様	影響	需要家からの問合せ対応のために事実関係を確認するための情報閲覧	これらの行為は、当該特定関係事業者以外の小売電気事業者は閲覧できない情報をもって、当該特定関係事業者のサービスを向上させ、又は、その従業員・委託先従業員の業務を効率化するものであり、小売電気事業者間の不公平な状況を生じさせる。	同一需要場所における既存契約の有無を確認するための情報閲覧	未収金回収業務の円滑化のための情報閲覧	スイッチング支援システムにおける廃止取次を円滑化するための情報閲覧	積極的な顧客獲得のための営業行為を実施する過程において、契約切替手続に必要な情報を確認するための情報閲覧	これらの行為は、閲覧した当該特定関係事業者以外の小売電気事業者の需要家情報を積極的な顧客獲得のために直接利用し、又は、その準備行為として利用するものであり、小売電気事業者間の公平な顧客獲得競争環境に影響を及ぼす。	当該特定関係事業者以外の小売電気事業者の顧客の情報を分析するための情報閲覧		
情報利用の態様	影響											
需要家からの問合せ対応のために事実関係を確認するための情報閲覧	これらの行為は、当該特定関係事業者以外の小売電気事業者は閲覧できない情報をもって、当該特定関係事業者のサービスを向上させ、又は、その従業員・委託先従業員の業務を効率化するものであり、小売電気事業者間の不公平な状況を生じさせる。											
同一需要場所における既存契約の有無を確認するための情報閲覧												
未収金回収業務の円滑化のための情報閲覧												
スイッチング支援システムにおける廃止取次を円滑化するための情報閲覧												
積極的な顧客獲得のための営業行為を実施する過程において、契約切替手続に必要な情報を確認するための情報閲覧	これらの行為は、閲覧した当該特定関係事業者以外の小売電気事業者の需要家情報を積極的な顧客獲得のために直接利用し、又は、その準備行為として利用するものであり、小売電気事業者間の公平な顧客獲得競争環境に影響を及ぼす。											
当該特定関係事業者以外の小売電気事業者の顧客の情報を分析するための情報閲覧												
<p>また、一般送配電事業者の特定関係事業者において、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）、業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p>		<p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑤において同じ。）の特定関係事業者において、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）、業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p>										
<p>例えば、一般送配電事業者の特定関係事業者である小売電気事業者が、営業活動を目的に作成した自由化料金メニューやサービスのパンフレット・CM等</p>		<p>例えば、一般送配電事業者の特定関係事業者である小売電気事業者が、営業活動を目的に作成した自由化料金メニューやサービスのパンフレット・CM等</p>										

改 定 後	改 定 前
<p>に、当該一般送配電事業者の災害復旧への取組を併記する等、一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して営業活動を行う場合は、上記の営業行為に該当する。</p> <p>なお、一般送配電事業者の特定関係事業者である事業持株会社が、グループ全体での会社案内やCSR、環境への取組の広告・宣伝として一般送配電事業者の情報を掲載するにとどまる場合などには、上記の営業行為に該当しない。</p> <p><u>一般送配電事業者は、託送供給等に係る契約の締結や当該供給の実施に際して、発電事業者、小売電気事業者又は特定卸供給事業者から、需要家、需要規模等の需要面並びに発電所及び蓄電所、発電規模及び放電規模等の供給面についての情報を知り得る立場にある。</u></p> <p><u>このような状況において、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）が、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者又はその顧客に関する情報をその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者又は特定卸供給事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</u></p>	<p>に、当該一般送配電事業者の災害復旧への取組を併記する等、一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して営業活動を行う場合は、上記の営業行為に該当する。</p> <p>なお、一般送配電事業者の特定関係事業者である事業持株会社が、グループ全体での会社案内やCSR、環境への取組の広告・宣伝として一般送配電事業者の情報を掲載するにとどまる場合などには、上記の営業行為に該当しない。</p>
<p>(2) - 4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等</p> <p>送電事業者は、一般送配電事業者と比較すると少ないものの、振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務（以下「送電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱う可能性があり、また、送電事業者は、小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>送電事業者について、上記(2) - 1アの「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上記(2) - 3アの「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものと</p>	<p>(2) - 4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等</p> <p>送電事業者は、一般送配電事業者と比較すると少ないものの、振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務（以下「送電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱う可能性があり、また、送電事業者は、小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>送電事業者について、上記(2) - 1の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上記(2) - 3の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>する。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可送電事業者」と、「託送供給等」とあり、「託送供給及び電力量調整供給」とあり、及び「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送電等業務」と、「託送の状況（託送電力量）」とあるのは「振替の状況（振替電力量）」と、「送配電」とあるのは「送変電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び送電」と、「一般送配電事業」とあるのは「送電事業」と、「小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業」とあるのは「一般送配電事業又は発電事業」と、「発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者」とあり、及び「発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者」とあるのは「一般送配電事業者又は発電事業者」と、「ネットワークサービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」とあるのは「当該業務」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の11の4」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の11の5」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法第23条の5」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法第23条の7」とあるのは「電気事業法第27条の11の7」と、「電気事業法第23条の14第1号」とあるのは「電気事業法第23条の12第1号」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>送電事業者について、上記(2)－1イ及び(2)－2イ(ii、iii、iv、vi、vii及びx xを除く。)の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、</p>	<p>その際、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可送電事業者」と、「託送供給等」とあり、「託送供給及び電力量調整供給」とあり、及び「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送電等業務」と、「託送の状況（託送電力量）」とあるのは「振替の状況（振替電力量）」と、「送配電」とあるのは「送変電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び送電」と、「一般送配電事業」とあるのは「送電事業」と、「小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業」とあるのは「一般送配電事業又は発電事業」と、「発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者」とあり、及び「発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者」とあるのは「一般送配電事業者又は発電事業者」と、「ネットワークサービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」とあるのは「当該業務」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の11の4」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の11の5」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法第23条の5」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法第23条の7」とあるのは「電気事業法第27条の11の7」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>送電事業者について、上記(2)－1及び(2)－2の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上</p>

改 定 後	改 定 前
<p>送電事業者の特定関係事業者について、上記（２）－３イの「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「電気事業法第２７条」とあるのは「電気事業法２７条の１２において準用する同法第２７条」と、「電気事業法施行規則第３３条の６の２第１号及び第２号に掲げる情報、当該一般送配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第２条第５項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第２条の７第１項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第２条第１項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報並びに電気事業法第３７条の３第１項の規定に基づき提供された情報」とあるのは「当該送電事業者から当該業務の用に供する目的のために提供された情報」と読み替えるものとする。</p> <p>また、上記により準用した（２）－２イに、iiとして下記に記載する要件を加える。</p> <p>ii 振替供給業務を行う部門（以下「振替供給部門」という。）に、以下の（i）、（ii）の場合に応じ、非公開情報の管理の用に供するシステムとして（i）、（ii）それぞれに掲げる要件を全て満たすことが確保されたものを構築するものであること。</p> <p>（i）当該システムをその特定関係事業者と共用する場合</p> <p>（a）振替供給業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。</p> <p>（b）必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。</p> <p>（c）当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。</p> <p>ここで、「非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時」とは、例</p>	<p>記（２）－３の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>例えば、当該システムにログインした者及びログインした日時のほか、当該システムを通じてファイルを開覧又は出力した場合の、当該ファイルのファイル名又はそれに相当する事項等が該当する。また、給電指令所のシステムなど、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要せずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。</u></p> <p><u>(ii) 当該システムをその特定関係事業者と共用しない場合</u> <u>上記 (i) (c) に定める要件。</u></p> <p>なお、送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。 ○ 送電事業者は、小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者から、託送供給等の申込みを、直接的に受けるわけではない。 ○ 送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。 <p>ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなり、例えば需要情報の目的外利用、需要家に対する差別的対応などは対象外となるなど、問題となる行為に該当するか否かは個別・具体的に判断される。</p> <p>(2) - 5 配電事業者の託送供給等に係る行為規制等</p> <p>配電事業者は、一般送配電事業者同様、託送供給等業務その他の変電及び配電に係る業務（以下「配電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱い、また、小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。</p>	<p>なお、送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。 ○ 送電事業者は、小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者から、託送供給等の申込みを、直接的に受けるわけではない。 ○ 送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。 <p>ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなり、例えば需要情報の目的外利用、需要家に対する差別的対応などは対象外となるなど、問題となる行為に該当するか否かは個別・具体的に判断される。</p> <p>(2) - 5 配電事業者の託送供給等に係る行為規制等</p> <p>配電事業者は、一般送配電事業者同様、託送供給等業務その他の変電及び配電に係る業務（以下「配電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱い、また、小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。</p>

改 定 後	改 定 前
<p data-bbox="241 165 766 193">ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p data-bbox="264 245 1106 1278">配電事業者について、上記(2)－1アの「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、配電事業者の特定関係事業者について、上記(2)－3アの「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「配電事業者」と、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第27条の12の13において準用する同法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」と、「送配電等業務」とあるのは「配電等業務」と、「送配電」とあるのは「配電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び配電」と、「一般送配電事業」とあるのは「配電事業」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第22条の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第23条」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において準用する同法第23条の2」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第23条の3」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の15」と、「電気事業法施行規則第33条の6の2第1号及び第2号」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の17第1号及び第2号」と、「電気事業法施行規則第33条の7」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の18」と、「電気事業法施行規則第33条の14第1号」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の23第1号」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。</p> <p data-bbox="264 1294 1106 1393">なお、配電事業者は、一般送配電事業者と異なり、比較的小規模の事業者の参入が想定されるところ、需要家軒数5万軒未満の配電事業者においては、<u>下記イ</u>により読み替えて準用した(2)－2イに記載する要件うち、i、ii及び</p>	<p data-bbox="1218 165 1742 193">ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p data-bbox="1240 245 2083 1118">配電事業者について、上記(2)－1の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、配電事業者の特定関係事業者について、上記(2)－3の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「配電事業者」と、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第27条の12の13において準用する同法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」と、「送配電等業務」とあるのは「配電等業務」と、「送配電」とあるのは「配電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び配電」と、「一般送配電事業」とあるのは「配電事業」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第22条の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第23条」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において準用する同法第23条の2」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第23条の3」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の15」と、「<u>電気事業法施行規則第33条の7</u>」とあるのは「<u>電気事業法施行規則第45条の2の18</u>」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。</p> <p data-bbox="1240 1294 2083 1393">なお、配電事業者は、一般送配電事業者と異なり、比較的小規模の事業者の参入が想定されるところ、需要家軒数5万軒未満の配電事業者においては、<u>上記</u>により読み替えて準用した(2)－2に記載する要件うち、i、ii及びx i</p>

改 定 後	改 定 前
<p>x v から x ix についての体制の整備又はこれらに代替する措置を講じることが望ましい。</p> <p>また、配電事業者の配電事業の規模や経営実態から、上記の措置を講じることが困難な場合においては、ネットワークの公平・透明な利用という電気事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な対応を行うものとする。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>配電事業者について、上記(2)－1イ及び(2)－2イ(ii、iii、iv、vi、vii及びx xを除く。)の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、配電事業者の特定関係事業者について、上記(2)－3イの「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「電気事業法第27条」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において準用する同法第27条」と、「当該一般送配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報並びに電気事業法第37条の3第1項の規定に基づき提供された情報」とあるのは「当該配電事業者から当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的のために提供された情報」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、配電事業者は、一般送配電事業者と異なり、</p> <p>i 一般送配電事業者に配電事業の一部を業務委託することがあることから、上記により準用した(2)－1⑧イに、ivとして、「受託者が一般送配電事業者である場合であって、委託をしようとする配電事業者において、当該一般送配電事業者が受託した業務で知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合」を加える。こ</p>	<p>から x v についての体制の整備又はこれらに代替する措置を講じることが望ましい。</p> <p>また、配電事業者の配電事業の規模や経営実態から、上記の措置を講じることが困難な場合においては、ネットワークの公平・透明な利用という電気事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な対応を行うものとする。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>配電事業者について、上記(2)－1及び(2)－2の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、配電事業者の特定関係事業者について、上記(2)－3の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「電気事業法第27条」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において準用する同法第27条」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、配電事業者は、一般送配電事業者と異なり、</p> <p>i 一般送配電事業者に配電事業の一部を業務委託することがあることから、上記により準用した(2)－1⑧に、ivとして、「受託者が一般送配電事業者である場合であって、委託をしようとする配電事業者において、当該一般送配電事業者が受託した業務で知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合」を加える。ここで、</p>

改 定 後	改 定 前
<p>で、「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合」とは、配電事業者が、受託者である一般送配電事業者との間において、委託業務に関して秘密保持契約を締結している場合などをいう。</p> <p>ii 最終保障供給及び離島等供給の業務を行わないことから、(2)－1⑨は上記の準用の対象には含まないものとする。</p> <p>iii 比較的小規模の事業者の参入が想定されるところ、(2)－2の「以下の要件」を「以下の要件（需要家軒数5万軒未満の配電事業者においては、i、ii及びx vからx ixの要件を除く。）」と読み替えて準用するものとする。</p> <p>iv <u>上記により準用した(2)－2イに、iiとして下記に記載する要件を加える。</u></p> <p>ii <u>託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下「託送供給等部門」という。）に、以下の(i)、(ii)の場合に応じ、非公開情報の管理の用に供するシステムとして(i)、(ii)それぞれに掲げる要件を全て満たすことが確保されたものを構築するものであること。</u></p> <p>(i) <u>当該システムをその特定関係事業者と共用する場合</u></p> <p>(a) <u>託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。</u></p> <p>(b) <u>必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。</u></p> <p>(c) <u>当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。</u></p>	<p>「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合」とは、配電事業者が、受託者である一般送配電事業者との間において、委託業務に関して秘密保持契約を締結している場合などをいう。</p> <p>ii 最終保障供給及び離島等供給の業務を行わないことから、(2)－1⑨は上記の準用の対象には含まないものとする。</p> <p>iii 比較的小規模の事業者の参入が想定されるところ、(2)－2の「以下の要件」を「以下の要件（需要家軒数5万軒未満の配電事業者においては、i、ii及びx iからx vの要件を除く。）」と読み替えて準用するものとする。</p>

改 定 後	改 定 前
<p><u>ここで、「非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時」とは、例えば、当該システムにログインした者及びログインした日時のほか、当該システムを通じてファイルを開覧又は出力した場合の、当該ファイルのファイル名又はそれに相当する事項等が該当する。また、給電指令所のシステムなど、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要せずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。</u></p> <p><u>(ii) 当該システムをその特定関係事業者と共用しない場合</u> <u>上記 (i) (c) に定める要件。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>V (略)</p> <p>附則 本指針の適用</p> <p><u>令和●年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p> <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p> <p>(略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>V (略)</p> <p>附則 本指針の適用</p> <p><u>令和6年1月12日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p> <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p> <p>(略)</p>